熊本県公安委員会公告第 123 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 8 年 10 月 26 日

熊 本 県 公 安 委 員 会



記

1　聴聞の期日　　令和 8 年 11 月 12 日　午前 8 時 30 分 開始

2　聴聞の場所　　熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2655番地
熊本県運転免許センター聴聞・意見の聴取室（1F・109号室）